

松くい虫による被害木の伐倒駆除費用を補助します

海岸林の保全により防風林機能の維持を目的に、松くい虫による被害拡大の防止及び松くい虫の早期駆除、倒木等の危険回避を図るため、松くい虫被害木の伐倒及び撤去を林業事業者等に委託した方に補助金を交付します。

○補助対象者

- ・湯野浜地区、西郷地区に松くい虫被害木がある土地を所有または管理している個人及び団体が申請できます。

○補助対象事業

- ・松くい虫被害木に対して、林業事業者等に業務を委託して行う伐倒駆除(被害木の伐倒又は倒木を撤去し、枝条を含めた全量を破砕処理又はくん蒸処理)が対象です。
- ・年度内に1回に限り申請できます。
- ・業者に委託せず、個人で行う伐倒及び撤去は対象外です。
- ・申請前に実施した事業は対象外です。



○補助割合

- ・松くい虫被害木の伐倒駆除費用の経費 **1 / 2** を補助します。
- ・1,000円未満の端数は切り捨てです。
- ・上限は5万円です。

○申請方法

- ・下記書類一式を郵送するか又は農山漁村振興課 林務班（市役所5階）まで提出してください。

【申請書関係 提出書類】

申請書式は鶴岡市のホームページからダウンロードできます。

（トップページの《サイト内検索》から「松くい虫」のワードで検索してください）
市役所 農山漁村振興課でも配布しています。

☐ 交付申請書

☐ 事業計画書・収支予算書

☐ 見積書（写し可）

「伐倒一式」など事業の内訳が記載されていない見積書や、事業者の住所や連絡先等の記載がない見積書は不可です。

☐ 実施箇所の位置図

インターネットで公開されている地図や住宅地図等を利用し、伐倒及び撤去予定の松の位置がわかるように記入してください。手書きの図でも可です。

☐ 事業実施前の現況写真

伐倒予定の松とその本数がわかる写真を複数枚撮影し、プリントアウトしてください。

☐ 土地の所有者等の同意書（土地の所有者以外が申請する場合）

土地の所有者以外の方が申請する場合は、所有者から同意書を取得してください。

☐ 市税納付状況の照会に係る届出

○申請後の手続きの流れ

- ①申請書類の提出後、補助金の交付が決定すると「**交付指令書**」が届きます。
- ②「**交付指令書**」が届いたら、業者に委託し、被害木の伐倒及び撤去を行ってください。
- ③伐倒及び撤去が完了したら、速やかに**実績報告関係書類一式**を郵送するか又は農山漁村振興課 林務班まで提出してください。

【実績報告関係 提出書類】

「交付指令書」の送付時に提出書類一式を送付します。
また、鶴岡市のホームページからもダウンロードできます。

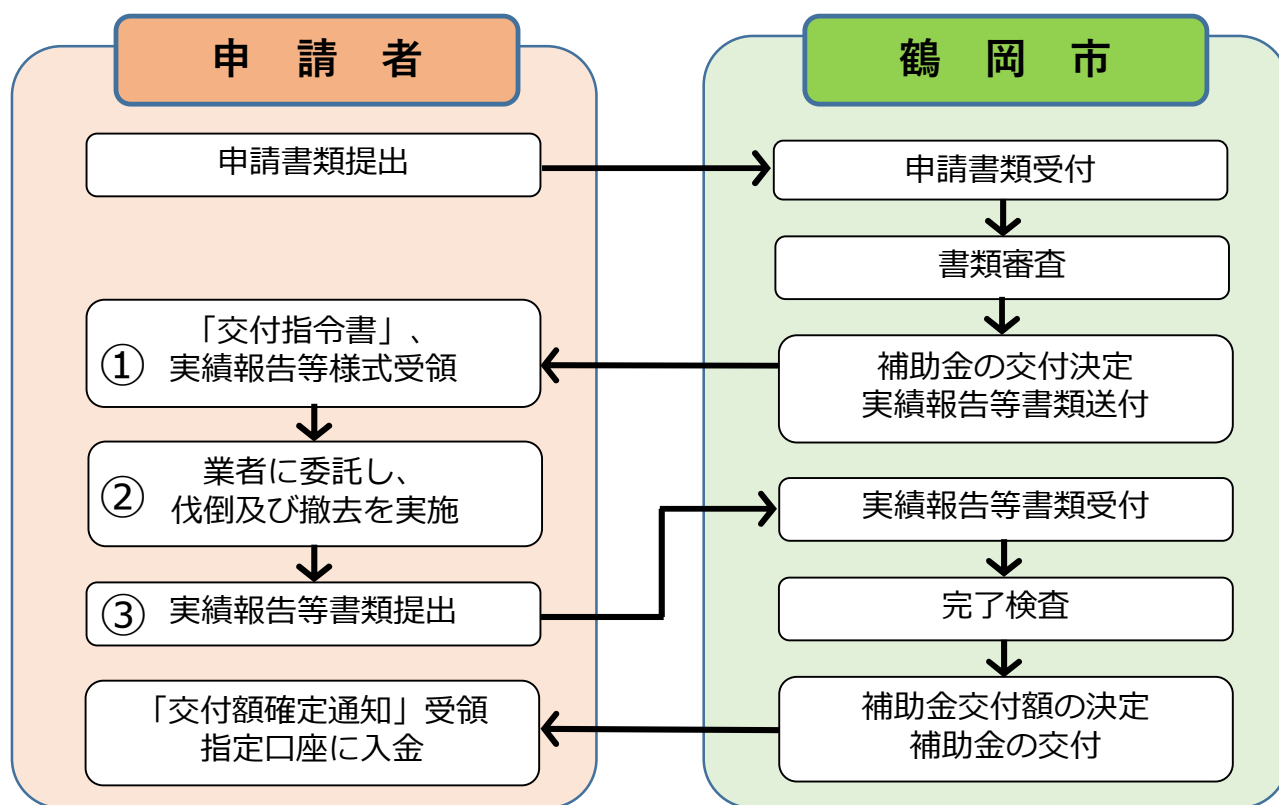
- ☐ 実績報告書
- ☐ 事業実績書・収支精算書
- ☐ 領収書の写し
- ☐ 事業実施後の現況写真

事業実施前の現況写真と同じ位置から伐倒・撤去後の写真と、伐倒した松すべての切り株の写真を撮影して提出してください。

伐倒した松の状態が分からない場合は、撮り直していただくことがあります。

- ☐ 請求書

振込先の口座情報の記入と押印が必要です。



○事業期間

- ・伐倒駆除は令和7年度中(令和8年3月31日まで)に事業完了する必要があります。
- ・事業完了日は伐倒駆除が終わり、事業者に支払いを完了した日です。

【お問い合わせ】

鶴岡市 農山漁村振興課 林務班 (市役所5階)

TEL0235-35-0145

<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/>